

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4987555号
(P4987555)

(45) 発行日 平成24年7月25日(2012.7.25)

(24) 登録日 平成24年5月11日(2012.5.11)

(51) Int.Cl. F 1
G 0 6 F 9/46 (2006.01) G 0 6 F 9/46 3 5 0
G 0 6 F 15/00 (2006.01) G 0 6 F 15/00 4 4 0 Z

請求項の数 17 (全 21 頁)

(21) 出願番号	特願2007-119837 (P2007-119837)	(73) 特許権者	000003078
(22) 出願日	平成19年4月27日(2007.4.27)		株式会社東芝
(65) 公開番号	特開2008-276546 (P2008-276546A)		東京都港区芝浦一丁目1番1号
(43) 公開日	平成20年11月13日(2008.11.13)	(74) 代理人	100091351
審査請求日	平成22年1月7日(2010.1.7)		弁理士 河野 哲
		(74) 代理人	100088683
			弁理士 中村 誠
		(74) 代理人	100108855
			弁理士 蔵田 昌俊
		(74) 代理人	100075672
			弁理士 峰 隆司
		(74) 代理人	100109830
			弁理士 福原 淑弘
		(74) 代理人	100084618
			弁理士 村松 貞男

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 情報処理装置、および情報処理システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

仮想マシンモニタ上で動作し、お互いのアクセスが制限されている社内用仮想マシンと、外部機器へのデータ出力が制限された社外用仮想マシンとのいずれか一方を選択的に動作する情報処理装置であって、

前記仮想マシンモニタ上で動作し、起動情報に応じて前記社内用仮想マシンおよび前記社外用仮想マシンの一方の仮想マシンを起動する起動手段と、

前記仮想マシンモニタ上で動作し、ネットワークを介して管理サーバとの通信を実行する通信手段と、

前記管理サーバからの指令に応じて前記起動情報を変更する変更手段と、
 を具備する情報処理装置。

10

【請求項2】

前記通信手段は、前記管理サーバに前記情報処理装置の社外への持ち出しを申請するための持ち出し申請手段であり、

前記管理サーバから前記情報処理装置の持ち出しを許可する応答が送信された場合に、前記変更手段は、前記起動情報を前記社内用仮想マシンから前記社外用仮想マシンを示すデータに変更し、

前記起動手段は、前記社内用仮想マシンをシャットダウンした後、前記社外用仮想マシンを起動する

請求項1に記載の情報処理装置。

20

【請求項 3】

前記持ち出し申請手段は、

前記社内用仮想マシン上で動作する、前記管理サーバによって作成された持ち出し承認確認ログインWeb頁に表示される持ち出し処理開始ボタンが操作された場合に持ち出し処理の開始メッセージを前記管理サーバに送信する開始メッセージ送信手段とを具備する請求項 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記通信手段は、前記管理サーバに前記情報処理装置の持ち帰りを申請するための持ち帰り申請手段であり、

前記管理サーバから前記情報処理装置の持ち帰りの応答が送信された場合に、前記変更手段は、前記起動情報を前記社内用仮想マシンから前記社外用仮想マシンを示すデータに変更し、

前記起動手段は、前記社外用仮想マシンをシャットダウンし、前記社内用仮想マシンを起動する

請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

前記ネットワークは、第 1 の社内LANと、この第 1 の社内LANと直接接続されていない第 2 の社内LANとを含み、

前記管理サーバは前記第 1 の社内LANに接続され、

前記情報処理装置は前記第 2 の社内LANに接続された時に、前記管理サーバに対して前記社外用仮想マシンから前記社内用仮想マシンに切り替えるための切替申請を送信する送信手段を更に具備する

請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記切替申請は出張先到着申請であり、

前記管理サーバによって前記社外用仮想マシンから前記社内用仮想マシンへの切替が承認された場合に、前記変更手段は、前記起動情報を前記社内用仮想マシンから前記社外用仮想マシンを示すデータに変更し、

前記起動手段は、前記社外用仮想マシンをシャットダウンした後、前記社内用仮想マシンを起動する

請求項 5 に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記仮想マシンモニタ上には、管理用仮想マシンが動作しており、

前記管理用仮想マシンは、前記社内用仮想マシンおよび前記社外用仮想マシンからアクセスが可能な共有データ領域を有する、

請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記ネットワークは、インターネットを含む、

前記管理サーバはインターネット上に設置され、複数の仮想マシンのイメージファイルを有し、

前記管理サーバから前記情報処理装置を使用する加入者の契約に応じた仮想マシンのイメージファイルをダウンロードする手段を更に具備する

請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

管理サーバと、

前記管理サーバとネットワークを介して接続され、仮想マシンモニタ上で動作し、お互いのアクセスが制限されている社内用仮想マシンと、外部機器へのデータ出力が制限された社外用仮想マシンとのいずれか一方を選択的に動作する情報処理装置を具備する情報処理システムであって、

前記情報処理装置は、

10

20

30

40

50

前記仮想マシンモニタ上で動作し、起動情報に応じて前記社内用仮想マシンおよび前記社外用仮想マシンの一方の仮想マシンを起動する起動手段と、

前記仮想マシンモニタ上で動作し、ネットワークを介して管理サーバとの通信を実行し、前記管理サーバからの指令に応じて前記起動情報を変更する変更手段とを有する情報処理システム。

【請求項 10】

前記情報処理装置は前記管理サーバに前記情報処理装置の社外への持ち出しを申請するための持ち出し申請手段であり、

前記管理サーバから前記情報処理装置の持ち出しを許可する応答が送信された場合に、前記変更手段は、前記起動情報を前記社内用仮想マシンから前記社外用仮想マシンを示すデータに変更し、

前記起動手段は、前記社内用仮想マシンをシャットダウンした後、前記社外用仮想マシンを起動する

請求項 9 に記載の情報処理システム。

【請求項 11】

前記情報処理装置は、

前記社内用仮想マシン上で動作する、前記管理サーバによって作成された持ち出し承認確認ログイン Web 頁に表示される持ち出し処理開始ボタンが操作された場合に持ち出し処理の開始メッセージを前記管理サーバに送信する開始メッセージ送信手段を具備し、

前記管理サーバは、前記承認確認ログイン Web 頁を生成する Web 頁生成手段を具備する、

請求項 10 に記載の情報処理システム。

【請求項 12】

前記通信手段は、前記管理サーバに前記情報処理装置の持ち帰りを申請するための持ち帰り申請手段であり、

前記変更手段は、前記管理サーバから前記情報処理装置の持ち帰りの応答が送信された場合に、前記起動情報を前記社内用仮想マシンから前記社外用仮想マシンを示すデータに変更し、

前記起動手段は、前記社外用仮想マシンをシャットダウンし、前記社内用仮想マシンを起動する

請求項 9 に記載の情報処理システム。

【請求項 13】

前記管理サーバは、前記社内用仮想マシンから前記社外用仮想マシンへの切り替えが行われた情報処理装置を管理するデータベースを有し、

前記情報処理システムは、前記データベースに基づいて前記社内用仮想マシンから前記社外用仮想マシンのへの切り替えが行われているかを検査する検査装置を更に具備する、

請求項 9 に記載の情報処理システム。

【請求項 14】

前記仮想マシンモニタ上には、管理用仮想マシンが動作しており、

前記管理用仮想マシンは、前記社内用仮想マシンおよび前記社外用仮想マシンからアクセスが可能な共有データ領域を有する、

請求項 9 に記載の情報処理システム。

【請求項 15】

前記ネットワークは、第 1 の社内 LAN、この第 1 の社内 LAN と直接接続されていない第 2 の社内 LAN を含み、

前記管理サーバは前記第 1 の社内 LAN に接続され、

前記情報処理装置は前記第 2 の社内 LAN に接続された時に、前記管理サーバに対して前記社外用仮想マシンから前記社内用仮想マシンに切り替えるための切替申請を送信する送信手段を更に具備する

請求項 9 に記載の情報処理システム。

10

20

30

40

50

【請求項 16】

前記切替申請は出張先到着申請であり、

前記管理サーバによって前記社外用仮想マシンから前記社内用仮想マシンへの切替が承認された場合に、前記変更手段は、前記起動情報を前記社内用仮想マシンから前記社外用仮想マシンを示すデータに変更し、

前記起動手段は、前記社外用仮想マシンをシャットダウンした後、前記社内用仮想マシンを起動する

請求項 15 に記載の情報処理システム。

【請求項 17】

前記ネットワークは、インターネットを含み、

前記管理サーバはインターネット上に設置され、複数の仮想マシンのイメージファイルを有し、

前記情報処理装置は、前記管理サーバから前記情報処理装置を使用する加入者の契約に応じた仮想マシンのイメージファイルをダウンロードする手段を更に具備する

請求項 9 に記載の情報処理システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、操作場所に応じて環境を変えることが出来る情報処理装置、および情報処理システムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、パソコンの社外利用による情報漏洩対策として、以下のような対策がある。

【0003】

1. シンクライアントの利用（パソコンにハードディスクを持たない）。

【0004】

2. 持ち出し専用のパソコン（暗号化ソフト、機密情報なし）の利用。

【0005】

しかし、シンクライアントの利用には、大規模なシステムの導入が必要となる。また、サーバへアクセスできないところでは利用できない、ネットワークの負荷が高いと応答が遅くなるなどの欠点がある。持ち出し専用パソコンによって情報漏洩対策を行う場合、外出する社員数が多いと持ち出し専用のパソコンの導入コストがかかる。又、持ち出し専用パソコンにはデータを保存しない、万が一データを保存してしまった場合には返却時、借入者が消去するなどの運用ルールの徹底がなかなか難しいのが実情である。

【0006】

特許文献 1 には、複数の環境設定情報を保存し、ユーザからの環境切り替え要求により保存されている設定情報に基づいて、動作環境を設定するコンピュータシステムについて記載されている。

【特許文献 1】特開 2000 - 311080 号公報（[0007]、[0008]、[0012] 段落）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

普段使っているパソコンを持ち出したい。しかし、下記のような課題がある。

【0008】

1. 外出のために、パソコンの中のデータを削除したりやサーバへ移動するのは面倒。

【0009】

2. 不注意で機密情報を持ち出してしまうことが心配。

【0010】

3. パソコンを持ち帰った時に、環境（データや設定）を元に戻すのが面倒（必ずしも

10

20

30

40

50

徹底できていない)。

【0011】

4. パソコンを紛失した時に重要なデータを失うのが心配。

【0012】

5. 外出先でウイルスに感染して機密情報を漏洩するのが心配。

【0013】

6. 持ち出し専用パソコンを別途準備するのもコストがかかる。

【0014】

7. 社内で異なる部署へ外出する際も今は普段使っているパソコンの持ち出しを禁止されると、外出時とても不便。(このような場合、同じ会社内なので普段つかっているパソコンで仕事をしたい。)

10

ところで、家に帰って仕事をするために、家のパソコンに社内で利用している仮想マシンイメージをインストールして仕事をするためのソフトウェア製品がある。この製品は、ユーザ自身が仮想マシンを切り替えることが可能である。そのため、家のパソコンに機密情報やデータをコピーしてしまう恐れがある。

【0015】

本発明の目的は、ユーザの作業場所に応じて適切な環境にすることが可能になる情報処理装置、およびシステムを提供することにある

【課題を解決するための手段】

【0016】

20

本発明の一例に係わる、情報処理装置は、仮想マシンモニタ上で動作し、お互いのアクセスが制限されている社内用仮想マシンと、外部機器へのデータ出力が制限された社外用仮想マシンとのいずれか一方を選択的に動作する情報処理装置であって、前記仮想マシンモニタ上で動作し、起動情報に応じて前記社内用仮想マシンおよび前記社外用仮想マシンの一方の仮想マシンを起動する起動手段と、前記仮想マシンモニタ上で動作し、ネットワークを介して管理サーバとの通信を実行する通信手段と、前記管理サーバからの指令に応じて前記起動情報を変更する変更手段と、
を具備する。

【発明の効果】

【0017】

30

ユーザの作業場所に応じて適切な環境にすることが可能になる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0018】

本発明の実施の形態を以下に図面を参照して説明する。

【0019】

(第1の実施形態)

図1に、本発明の第1の実施形態に係わるHybrid PCシステムの構成を示す。図1に示すように、複数のHybrid PCクライアント2A, 2Bと、少なくとも1台のHybrid PCマネージャ3とが社内LAN1に接続されている。Hybrid PCクライアント2A, 2Bは、企業において社員が利用するパソコンである。Hybrid PCマネージャは、IT機器の管理者や部門の責任者などの管理者が利用するパソコンあるいはサーバである。

40

【0020】

本発明によるHybrid PCシステムは、社員が普段使っているHybrid PCクライアント2A~2Bを社外に持ち出す場合も、利便性を損なうことなく安心して持ち出せる情報通信基盤を提供することを第1の目的としている。

【0021】

本システムでは、社員がHybrid PCクライアントを社外に持ち出すのに先だって、各社員はシステムを経由して、管理者にHybrid PCの持ち出し申請を行う。そして、持ち出しが許可されると、前記Hybrid PCマネージャが、社員が持ち出

50

すHybrid PCクライアントに対し、社員が利用できるHybrid PCクライアントの環境を社外用に切り替える。また、同様に社員が外出先から帰社し、持ち帰り申請をすると、前記Hybrid PCマネージャが当該Hybrid PCクライアントの環境を社内用に切り替わることが特徴である。

【0022】

本発明によるHybrid PCシステムを導入した企業は、社員（ユーザ）にHybrid PCクライアントを配布する際、下記に示す3種類の仮想マシンをインストール（作成）して配布する。

【0023】

図2に本発明の第1の実施形態に係わるHybrid PCクライアントの構成を示す。Hybrid PCクライアント2A～2Bは、ハードウェア4と、仮想マシンモニター5と、複数の仮想マシン（ソフトウェア資源）6A～6Cから構成される。各仮想マシン6A～6Cは、オペレーティングシステム（OS）、アプリケーション、データを各々具備し、各仮想マシンは各々あたかも1台のパソコンのように動作する。

10

【0024】

管理用仮想マシン6Aは、管理用のサービスオペレーティングシステム（OS）7Aと管理用アプリケーション（APP）8Aと、データ領域9Aとから構成される。管理用仮想マシン6Aは、社内用仮想マシン6Bと社外用仮想マシン6Cの作成や削除、使用可・使用不可の制御、ディスク容量やメモリ容量、CPU割り当てなどのパラメータ設定などを実行できる特権を持つ。そして、この管理用仮想マシン6Aは管理者のみが利用可能であり、管理者以外の社員（ユーザ）は利用することができない点が特徴である。

20

【0025】

管理用アプリケーション（APP）8Aとして、ユーザVM（仮想マシン）管理APP20を有する。ユーザVM管理APP20は、Hybrid PCマネージャ3の命令に応じて、実行するユーザ仮想マシン（社内用仮想マシン6B、社外用仮想マシン6C）を切り替えるアプリケーションである。ユーザVM管理APP20は、構成情報変更部21、実行許可部22等を有する。

【0026】

構成情報変更部21は、データ領域9A内の仮想マシン構成情報23を変更する機能を有する。仮想マシン構成情報23は、社内用仮想マシン6Bおよび社外用仮想マシン6Cの何れかを実行するのかの情報を有する。実行許可部22は、システムの起動時等に仮想マシン構成情報23を参照し、社内用仮想マシン6Bおよび社外用仮想マシン6Cの一方の実行を許可する。そして、サービスオペレーティングシステム7Aは、他の仮想マシン6B、6CのゲストOS7B、7Cおよび社内用APP8B、8Cから仮想マシン構成情報23へのアクセスを制限し、のゲストOS7B、7Cおよび社内用APP8B、8Cから仮想マシン構成情報23を変更できないようにしている。

30

【0027】

社内用仮想マシン6Bは、社内でするゲストオペレーティングシステム（OS）7Bと、社内用アプリケーション（APP）8Bと、機密データを含むデータ領域9Bとを有する。社内用APP8Bとしては、Webブラウザ24およびメール25等を有する。

40

【0028】

社外用仮想マシン6Cは、社外でするゲストオペレーティングシステム（OS）7Cと社外用アプリケーション（APP）8Cと機密情報を含まないデータを含むデータ領域9Cとから構成されている。社外用APP8Cとしては、Webブラウザ26およびメール27等を有する。又、社外用仮想マシン6Cが実行されているとき、外部記録装置への書き込みや印刷等の操作が制限ある。

【0029】

ハードウェア4として、Hybrid PCマネージャ3と通信を行うためのNIC（Network Interface Card）11が設けられている。

50

【 0 0 3 0 】

また、各仮想マシン 6 A ~ 6 C は、1 つのハードウェアを共有するが、各仮想マシンのリソース (O S やアプリケーション、データ) は分離され、お互いに他の仮想マシンから隔離され、アクセスすることができない。そのため、例えば、社外用仮想マシン 6 C をつかっていてコンピュータウイルス等に感染したとしても、社内用仮想マシン 6 B にある機密情報や機密データにウイルスプログラムがアクセスすることができないため、ウイルス感染による情報漏洩を防止することができる。

【 0 0 3 1 】

次に、起動する仮想マシンを切り替える処理について説明する。社員 (ユーザ) は H y b r i d P C クライアント 2 B を社外へ持ち出す場合、社内用仮想マシン 6 B にインストールされている社外持ち出し申請用のアプリケーションを使ってパソコンの持ち出し申請を行う。社員 (ユーザ) からパソコンの持ち出し申請は、当該社員の上長や管理者へメール等やグループウェアをつかって通知される。この申請が当該社員の上長や管理者から承認されると、H y b r i d P C マネージャは、該当する H y b r i d P C クライアントの管理アプリケーションを動作させて、社員 (ユーザ) が利用できる仮想マシンを社内用仮想マシン B b から社外用仮想マシン 6 C に切り替える。

10

【 0 0 3 2 】

次に、H y b r i d P C クライアントのパワーオン時の動作について図 3 を参照して説明する。ユーザがパワーオンすると、先ず、管理用仮想マシン 6 A が実行される (ステップ S 1) 。管理用仮想マシン 6 A の実行に伴って、サービス O S 7 A が起動する。そして、サービス O S 7 A 上でユーザ V M 管理 A P P 2 0 が起動する (ステップ S 2) ユーザ V M 管理 A P P 2 0 の実行許可部 2 2 は、仮想マシン構成情報 2 3 を読み込む (ステップ S 3) 。実行許可部 2 2 は、仮想マシン構成情報 2 3 から実行を許可する仮想マシンが社内用仮想マシン 6 B であるか否かを判別する (ステップ S 4) 。社内用仮想マシン 6 B を実行すると判断した場合 (ステップ S 4 の Y e s) 、実行許可部 2 2 は社内用仮想マシン 6 B の実行を許可し、社内用仮想マシン 6 B を実行させる。また、社内用仮想マシン 6 B を実行しないと判断した場合 (ステップ S 4 の N o) 、実行許可部 2 2 は社外用仮想マシン 6 C の実行を許可し、社外用仮想マシン 6 C を実行させる。

20

【 0 0 3 3 】

以上で、仮想マシン構成情報 2 3 の情報に応じて、選択的にユーザ仮想マシンを実行することが出来る。

30

【 0 0 3 4 】

次に、仮想マシンを切り替えるための構成について図 4 を参照して説明する。なお、図 4 の構成は、社内用仮想マシン 6 B から社外用仮想マシン 6 C に切り替える場合を示している。

【 0 0 3 5 】

図 4 に示すように、H y b r i d P C マネージャ 3 は、W e b サーバ 3 A、およびメールサーバ 3 B 等を有する。W e b サーバ 3 A は、ユーザ認証処理部 3 1、申請頁作成部 3 2、承認頁作成部 3 3、管理者宛メール作成部 3 4、送信部 3 5、管理者認証処理部 3 6、承認頁送信部 3 7、承認確認頁作成部 3 8、ユーザ宛メール作成部 3 9、切替指令部 4 0 等を有する。

40

【 0 0 3 6 】

ユーザ認証処理部 3 1 は、ブラウザ 2 4 から持ち出し申請用の W e b 頁にリクエストがあった場合に、ユーザ I D およびパスワードの入力欄を有する認証頁をブラウザ 2 4 に送信する。ユーザ認証処理部 3 1 は、社内用仮想マシン 6 B から送信されるユーザ I D およびパスワードから、社内用仮想マシン 6 B を操作している者が正当なユーザであるか判別するための認証処理を行う。

【 0 0 3 7 】

申請頁作成部 3 2 は、ユーザ認証処理部 3 1 が正当なユーザであると判断した場合に、ユーザが管理者に切替を申請するための W e b 頁を作成し、ブラウザ 2 4 に W e b 頁のデ

50

ータを送る。

【 0 0 3 8 】

承認頁作成部 3 3 は、ユーザが Web 頁に必要な事項を記入して送信した場合に、記入されたデータに応じた承認 Web 頁を作成し、アップロードする。管理者宛メール作成部 3 4 は、ユーザが申請頁に記入した事項、並びに承認 Web 頁の URL とが記載された管理者宛のメールを作成し、送信部 3 5 に出力する。送信部 3 5 は、管理者宛メール作成部 3 4 およびユーザ宛メール作成部 3 9 によって作成されたメールをメールサーバ 3 B に送信する。

【 0 0 3 9 】

管理者認証処理部 3 6 は、管理者宛のメールに記載された URL へのリクエストがあった場合に、ユーザ ID およびパスワードの入力欄を有する認証頁をブラウザ 5 2 に送信する。管理者認証処理部 3 6 は、管理者用 PC 5 0 から送信されるユーザ ID およびパスワードから、管理者用 PC 5 0 を操作している者が正当なユーザであるか判別するための認証処理を行う。

10

【 0 0 4 0 】

承認頁送信部 3 7 は、管理者認証処理部 3 6 が正当な管理者であると判断した場合に、承認頁作成部 3 3 によって作成された承認 Web 頁のデータをブラウザ 5 2 に送信する。

【 0 0 4 1 】

承認確認頁作成部 3 8 は、管理者が承認 Web 頁によって持ち出しの申請を承認した場合に、ユーザが承認されたことを確認するための承認確認 Web 頁を作成し、データをアップロードする。

20

【 0 0 4 2 】

ユーザ宛メール作成部 3 9 は、承認確認 Web 頁の URL が記載されたユーザ宛のメールを作成し、送信部 3 5 に出力する。

【 0 0 4 3 】

次に、図 5 , 図 6 , 図 7 のフローチャートを参照して、ユーザ仮想マシンを切り替える処理のシーケンスを説明する。同図は、社員 (ユーザ)、社員が使っているパソコンの社内に用仮想マシン 6 B 上のアプリケーション、管理用仮想マシン 6 A、持ち出し申請処理用の Web サーバ、メールサーバ、管理者のパソコン、管理者との間でのやり取りを示している。なお、前述した Hybrid PC マネージャは、同図に示す持ち出し申請用の Web サーバとメールサーバとから構成されるサブシステムとしてよい。

30

【 0 0 4 4 】

社員 (ユーザ) は、パソコンの持ち出し申請をする時、社内用仮想マシン 6 B 上にインストールされている Web ブラウザ 2 4 を起動し (ステップ S 1 1)、持ち出し申請の Web サーバの URL (uniform resource locator) を入力する (ステップ S 1 2)。社内用仮想マシン 6 B は Web ブラウザ 2 4 から Web サーバ 3 A へ持ち出し申請 Web ページのリクエストを送信する (ステップ S 1 3)。

【 0 0 4 5 】

Web サーバ 3 A のユーザ認証処理部 3 1 は、持ち出し申請 Web ページのデータを Web ブラウザ 2 4 にレスポンスする (ステップ S 1 4)。Web ブラウザ 2 4 によって表示される持ち出し申請ログイン Web ページの一例を図 8 に示す。図 8 に示すように、持ち出し申請ログイン Web ページには、社員のユーザ ID の入力欄 6 1 とパスワードの入力欄 6 2 がある。社員 (ユーザ) は、入力欄 6 1 , 6 2 にそれぞれ自分のユーザ ID とパスワードを入力する (ステップ S 1 5)。ユーザが、ログインボタン 6 3 を押すと、Web ブラウザ 2 4 は入力欄 6 1 , 6 2 に入力されているユーザ ID とパスワードを Web サーバ 3 A に送信する (ステップ S 1 6)。その後、Web サーバ 3 A の認証処理部 3 1 は、受信したユーザ ID とパスワードをつかって社員 (ユーザ) を認証する (ステップ S 1 7)。

40

【 0 0 4 6 】

認証が成功すると、申請頁作成部 3 2 は、PC 持ち出し申請頁を Web ブラウザ 2 4 に

50

送信する(ステップS18)。Webブラウザ24によって表示されるPC持ち出し申請Web頁の一例を図9に示す。図9に示すように、PC持ち出し申請頁には、持ち出し申請に必要なPC持ち出し情報を入力ための入力欄71, 72, 73がある。社員はパソコンの機器管理番号や持ち出し期間、持ち出し先などを入力欄71, 72, 73に入力する(ステップS19)。ユーザが、送信ボタン74を押すと、Webブラウザ24は入力欄71, 72, 73に入力されているPC持ち出し情報をWebサーバ3Aに送信する(ステップS20)。承認頁作成部33は、管理者がWebブラウザ52を使用して申請を承認または否認するための承認Web頁を作成し、アップロードする。承認Web頁には、社員(ユーザ)からのPC持ち出し情報を含む。管理者宛メール作成部34は、社員(ユーザ)からのPC持ち出し情報を含む情報、並びに承認Web頁のURLとが記載された管理者宛のメールを作成し、送信部35に送信する。送信部35は、管理者宛メール作成部34およびユーザ宛メール作成部39によって作成されたメールをメールサーバ3Bに送信し、メールはメールサーバ3Bに蓄積される。(ステップS21)。

10

【0047】

管理者の操作(ステップS22)等により、管理者用PC50のメーラー51がメールサーバ3Bにメール受信リクエストを発行すると、PC持ち出し受信メールがメールサーバ3Bから管理者PCに送られ、メーラー51は電子メールを受信する(ステップS24)。メーラー51が受信するメールの一例を図10に示す。

【0048】

管理者が、電子メールの本文に記載されているURLにアクセスすると(ステップS25)、URLがWebブラウザ52に渡され、Webブラウザ52はWebサーバ3AにPC持ち出し承認Web頁のリクエストを発行する(ステップS26)。

20

【0049】

Webサーバ3Aは、管理者PC50のブラウザ52にPC持ち出し承認Web頁をWebブラウザ52にレスポンスする(ステップS27)。

【0050】

Webブラウザ24によって表示される持ち出し承認ログインWebページの一例を図11に示す。図10に示すように、持ち出し承認ログインWebページには、社員のユーザIDの入力欄81とパスワードの入力欄82がある。管理者は、入力欄81, 82にそれぞれ自分のユーザIDとパスワードを入力する(ステップS28)。管理者が、ログインボタン83を押すと、Webブラウザ52は入力欄81, 82に入力されているユーザIDとパスワードをWebサーバ3Aに送信する(ステップS29)。その後、Webサーバ3Aの認証処理部31は、受信したユーザIDとパスワードをつかって管理者を認証する(ステップS30)。

30

【0051】

認証に成功すると、Webサーバ3Aは、承認頁作成部33によって作成されたPC持ち出し承認Webページを持ち出し申請承認Webページのデータを管理者のパソコンに送信する(ステップS31)。

【0052】

Webブラウザ24によって表示される持ち出し承認Webページの一例を図12に示す。図12に示すように、持ち出し承認ページには、申請者の社員名やパソコンの機器管理番号が記載されている。また、持ち出し承認ページには、申請を承認するための承認ボタン91と、申請を否認するための否認ボタン92とが設けられている。

40

【0053】

管理者は当該持ち出し申請承認ページをチェックして、本ページの社員名やパソコンの機器管理番号を目視で確認し、当該Webページの承認ボタン91および否認ボタン92の一方のボタンを選択する(ステップS32)。Webブラウザ52は、管理者の選択結果を、Webサーバ3Aに送信される(ステップS33)。管理者の承認が得られると、承認確認頁作成部38は、ユーザが管理者の承認を確認するためのWeb頁を作成し、データをアップロードする。そして、ユーザ宛メール作成部39は、承認確認Web頁のU

50

R L が記載されたユーザ宛のメールを作成し、送信部 3 5 に出力する。送信部 3 5 は、社員（ユーザ）宛ての電子メール（持ち出し承認メール）を送信する（ステップ S 3 4）。

【 0 0 5 4 】

ユーザの操作（ステップ S 3 5）等により、社内用仮想マシン 6 B のメーラー 2 5 がメールサーバ 3 B にメール受信リクエストを発行すると、P C 持ち出し承認確認メールがメールサーバ 3 B から社内用仮想マシン 6 B に送られ、メーラー 2 5 で電子メールを受信する（ステップ S 3 7）。メーラー 2 5 が受信するメールの一例を図 1 3 に示す。

【 0 0 5 5 】

管理者が、電子メールの本文に記載されている URL をアクセスすると（ステップ S 3 8）、URL が Web ブラウザ 2 4 に渡され、Web ブラウザ 2 4 は Web サーバ 3 A に P C 持ち出し承認確認ログイン Web 頁のリクエストを発行する（ステップ S 3 9）。

【 0 0 5 6 】

Web サーバ 3 A は、管理者 P C 5 0 のブラウザ 5 2 に承認確認ログイン Web 頁をレスポンスする（ステップ S 4 0）。承認確認ログイン Web 頁は、図 8 と同様なので図示を省略する。

【 0 0 5 7 】

社員（ユーザ）は、入力欄 6 1, 6 2 にそれぞれ自分のユーザ ID とパスワードを入力する（ステップ S 4 1）。ユーザが、ログインボタンを押すと、Web ブラウザ 2 4 は入力欄に入力されているユーザ ID とパスワードを Web サーバ 3 A に送信する（ステップ S 4 2）。その後、Web サーバ 3 A の認証処理部 3 1 は、受信したユーザ ID とパスワードをつかって社員（ユーザ）を認証する（ステップ S 4 3）。

【 0 0 5 8 】

認証が成功すると、Web サーバ 3 A は、管理者 P C 5 0 のブラウザ 5 2 に承認確認ログイン Web 頁を送信する（ステップ S 4 4）。Web ブラウザ 2 4 によって表示される持ち出し承認確認 Web ページの一例を図 1 4 に示す。図 1 4 に示すように、持ち出し承認確認ページには、申請者の社員名やパソコンの機器管理番号が記載されている。また、持ち出し処理を Web サーバ 3 A に指示するための持ち出し処理開始ボタン 1 0 1 が設けられている。ユーザが持ち出し処理開始ボタン 1 0 1 を押す（ステップ S 4 5）と、持ち出し処理の開始メッセージが切替指令部 4 0 に通知される（ステップ S 4 6）。切替指令部 4 0 は、管理者に対してユーザが、管理者の持ち出し承認を確認したことをメールで通知する（ステップ S 4 7）。

【 0 0 5 9 】

切替指令部 4 0 は、社員の管理用仮想マシン 6 A の構成情報変更部 2 1 に対し、仮想マシンの切替メッセージ送信する（ステップ S 4 8）。本メッセージの送信は、S O A P （simple object access protocol）などのプロトコルによるメッセージを、h t t p s （hypertext transfer protocol over transport layer security）プロトコルを使って暗号化して送信する。

【 0 0 6 0 】

本メッセージを受信すると構成情報変更部 2 1 は、メッセージが確かに Hybrid P C マネージャ 3 から送信された者であるかの認証処理を行う（ステップ S 4 9）。認証処理が成功すると、構成情報変更部 2 1 は、本管理用仮想マシン 6 A 内に保存される仮想マシン構成情報 2 3 を変更する（ステップ S 5 0）。管理用仮想マシン 6 A は、切替処理が終了したことを Web サーバ 3 A および実行許可部 2 2 に通知する（ステップ S 5 1）。その後、実行許可部 2 2 は、社内用仮想マシン 6 B で実行されているアプリケーションおよび OS をシャットダウンするように管理用仮想マシン 6 A に指令する。管理用仮想マシン 6 A がシャットダウンしたら、実行許可部 2 2 は、管理用仮想マシン 6 A も一端シャットダウンさせる（ステップ S 5 2）。

【 0 0 6 1 】

その後、社員のパソコンを立ち上げると、まず管理用仮想マシン 6 A が立ち上がり、次に社外用仮想マシン 6 C が実行される。

10

20

30

40

50

【 0 0 6 2 】

以上のようにして、社員のパソコンの持ち出し申請、並びに切替処理が行われる。なお、Hybrid PCマネージャ3は、PC持ち出し承認メールを送信した後、ユーザの確認を得ずに、仮想マシンの切替メッセージ送信する処理（ステップS48）を行っても良い。

【 0 0 6 3 】

一方、社員（ユーザ）は、外出先から戻ると、仮想マシン6Cにインストールされているパソコンの持ち帰り申請アプリケーションをつかって持ち帰り申請を行う。社員（ユーザ）からの持ち帰り申請は、当該社員の上長や管理者へ通知されるとともにログに記録される。そして、Hybrid PCマネージャは、該当するHybrid PCクライアントの管理アプリケーションを動作させて、社員（ユーザ）が利用できる仮想マシンを社外用仮想マシン6Cから社内用仮想マシン6Bに切り替える。また、この時、外出時に利用した社外用仮想マシンを一旦削除して、次の外出に備えたり、不要な情報を持ち込まないようにしてもよい。

10

【 0 0 6 4 】

データの削除やバックアップなどの作業負担を低減することができる。

【 0 0 6 5 】

従来、普段使っているパソコンを社外に持ち出す場合も、社員（ユーザ）は外出の前にその都度パソコンの中のデータを削除したりやサーバへバックアップするなどの作業をする必要があった。本発明によれば、社外用の仮想マシン6Cには機密情報や機密データ等は入っていないので、データの削除やバックアップなどの作業負担を低減できる。

20

【 0 0 6 6 】

本システムによれば、外出前のデータの不正コピーを防止することができる。従来、普段使っているパソコンを社外に持ち出す場合、パソコンに外出前に機密情報や機密データを不正にコピーすることを防止するのは困難であった。本発明によれば、社内で利用している時に社員（ユーザ）は外出用の仮想マシン6Cにアクセスできないため、社外用仮想マシン6Cに、外出前にデータを不正にコピーすることができない。

【 0 0 6 7 】

不注意による機密情報の漏洩を防止することができる。普段使っているパソコンを社外に持ち出す場合も、従来、うっかり機密情報や機密データを持ち出したり、消去を忘れて、その後、情報漏洩の事故を起こしてしまうという心配があったが、社外用仮想マシン6Cには、機密情報や機密データが入っていないため、このような事故を防止できる。

30

【 0 0 6 8 】

ウイルス感染やファイル交換ソフトなどによる情報漏洩を防止することができる。前述したように仮想マシン間は隔離されているため、外出時に社員が仮想マシン6Cで作業をしていてウイルスに感染しても、ウイルスは仮想マシンのデータやOS、アプリケーションにアクセスできないため、ウイルス感染やファイル交換ソフトなどによる情報漏洩を防止できる。

【 0 0 6 9 】

仮想マシンの切替は管理者（システム）を通じて実施するのでユーザの不正を防止することができる。従来の仮想化ソフトをインストールしたPCでは、社員（ユーザ）が自由に環境を切り替えが可能であるのに対し、本発明のHybrid PCシステムは、社員（ユーザ）は自由に環境（仮想マシン）を切り替えることができない。これによって、社員（ユーザ）の不正を防止することが可能となる。

40

【 0 0 7 0 】

社員が自社の拠点等へ外出時の利便性を向上させることが出来る。従来の持ち出し専用パソコン（機密データなし）を導入した情報漏洩対策を実施して普段使っているパソコンの社外利用を禁じた場合、社員が外出先で過去のメールを見たり、自分が作成した文章をみることができないため、外出時の業務に支障がでるといった問題があった。また、シンクライアントシステムを導入した場合、外出先から常にシンクライアントのサーバへアクセ

50

スが必要となるため、ネットワークのトラフィックによってレスポンスが遅くなるなどの問題があった。これに対し、本発明の Hybrid PC システムによれば、同一企業内での他部門へ出張時、Hybrid PC を外出先の社内 LAN に接続して申請すれば、普段自席で使っている仮想マシン 6 B の環境に切り替えられるので、過去のメールや自分が作成した文章を直接 Hybrid PC にて参照できるので、外出時の業務効率を高めることができる。

【0071】

管理者（システム）が承認すると、仮想マシン内の一部のファイルを Export して社外用仮想マシンにて参照することができる。この Export オプションを使えば、外出先で急に必要になったデータも参照できるので安心。持ち出し用 USB メモリも不要となる。

10

【0072】

許可されて持ち出したデータのユーザ操作（閲覧・保存・編集、コピー、印刷、メール添付等）をきめ細かく制限したり、操作ログを管理システムへ保存することも可能である。

【0073】

（第2の実施形態）

図15（A）、図15（B）、および図16（C）に示すように、社内 LAN 1 A , 1 B が専用線 1 1 0 で接続された複数の拠点（事業所）をもった企業の社員が社内の別の事業所へ出張するような場合、出張先にて社内 LAN で出張先到着申請を行うと、イントラ

20

【0074】

図15（A）に示すように、Hybrid PC クライアント 2 B が拠点 A の社内 LAN 1 A に接続している場合、社内用仮想マシン 6 B が実行される。図15（B）に示すように、PC クライアント 2 B を拠点 A の外に持ち出す場合、社外用仮想マシン 6 C が実行される。そして、図16（C）に示すように、社内用仮想マシン 6 B が拠点 B に持ち込まれた場合、Hybrid PC クライアント 2 B は、Hybrid PC マネージャ 3 に出張先到着申請を出して、許可を受けることによって、社内用仮想マシン 6 B が実行できるようにする。また、社員が出張先から出るときは、前述した持ち出し申請と同様に、社内用仮想マシン 6 B から社外用仮想マシン 6 C へ切り替えるようにすることもできる。

30

【0075】

このようにすれば、自宅のパソコンに機密情報やデータをコピーして、それが後に情報漏洩事故につながることを防止することができる。また、同一企業内での他部門へ出張時でも出張先に到着後、普段自席で使っている社内用仮想マシン 6 B の環境に切り替えられるので、過去のメールや自分が作成した文章を直接にて参照できるので、業務効率を高めることができる。

【0076】

また、図17（A）に示すように、社員（ユーザ）は Hybrid PC の持ち出し申請とともに、仮想マシンのバックアップ（移動、差し替えも含む）も指示できる。この場合、上述した仮想マシンの切替と連動して、社内 LAN にあるファイルサーバ 1 2 0 へ社員（ユーザ）の社内用仮想マシン 6 B のイメージファイル（OS、アプリケーション、データ）を丸ごとバックアップすることができる。

40

【0077】

このように、図17（B）に示すように、持ち出し時に社内用仮想マシン 6 B をファイルサーバ 1 2 0 に移動しておけば、外出時に途中で Hybrid PC クライアント 2 B を紛失したり、盗難されたりしたりしても、機密データは無いので安心である。また、普段、社内ですべて利用しているときも定期的に社内用仮想マシン 6 B のイメージファイルをファイルサーバへバックアップしておき、外出時のバックアップは今までの差分だけ更新するようにもできる。

【0078】

50

(第3の実施形態)

客先への商品説明やプレゼンテーション、あるいは学会などでの発表など、普段つかっているパソコンの中に保存されている一部のファイルを社外に持ち出す必要がある場合がある。このような場合、従来、暗号機能やコピー禁止などの操作制限をするためのプログラムが入ったUSBメモリ等に、必要なファイルをコピーして持ち出している。

【0079】

本Hybrid PCシステムでは、上述したUSBメモリを不要にすることが可能である。また、本Hybrid PCシステムでは、社員が持ち出しファイルの不正操作をできないようにするため、持ち出したファイルに対する操作を監視するプログラムを、社員がアクセスできない管理仮想マシン上で実行することが特徴である。

10

【0080】

以下、その仕組みについて図18を参照して説明する。図18は、仮想マシン間でのファイル共有をつかったデータの持ち出し制御について説明する図である。

【0081】

ユーザが持ち出すファイルを申請し、管理者から許可されると、社内用仮想マシン6Bのデータ領域9Bにあるファイル131が、一旦管理用仮想マシンのデータ領域9A内の共有データ領域130に転送(コピー)される。社員が外出先で社外用仮想マシン6Cを使用している状態で、持ち出したファイル131を参照したい場合、Windows(登録商標)のファイル共有機能などを使って管理用仮想マシンの共有データ領域130にあるファイル131を参照する。このようにすれば、外出時にウイルス等に感染による事故でのファイルの流出を防止できる。

20

【0082】

また、管理用仮想マシン6A上の管理プログラム132によって、社員が外出時に持ち出したファイル131に何時アクセスしたかログをとる。さらに、管理プログラム132の社員(ユーザ)のファイル131の操作もモニターしたり、ファイル131のコピーや保存や印刷などの操作をきめ細かく制限することもできる。このように管理用仮想マシン6A上の管理プログラム132にて、持ち出したファイル131に対する操作の監視を行えば、社員(ユーザ)が管理プログラム132を勝手に削除できないため、不正を防ぐことができる。

【0083】

30

なお、サービスOS7Aは、社外用仮想マシン6Cが共有データ領域130以外のデータ領域9Aに格納されている仮想マシン構成情報等のデータにアクセスすることを禁止する。

【0084】

(第4の実施形態)

以下に、社内用仮想マシン6Bと社外用仮想マシン6Cとの切り替えが行われていないコンピュータが社外に持ち出されることを防止する方法について説明する。

【0085】

図19は、本発明の第4の実施形態に係わるHybrid PCクライアントを外に持ち出すときの検査を説明するための図である。

40

【0086】

図19に示すように、入退出門に社内LAN1に接続する検査装置140を設ける。また、Hybrid PCマネージャ3内には、持ち出し申請記録データベース(DB)141を設ける。持ち出し申請記録データベース(DB)141には、持ち出し申請がなされ、仮想マシンの切替処理が行われたHybrid PCクライアントの資産番号やシリアル番号が管理されている。資産番号やシリアル番号はバーコード化しコンピュータ本体に添付されている。

【0087】

検査装置140は、バーコードリーダによって社外に持ち出されようとしているHybrid PCクライアント2Bに添付されているバーコードを読み取ることによって、資

50

産番号やシリアル番号を識別する。

【0088】

そして、読み出した資産番号やシリアル番号が持ち出し申請記録データベース141と照合して、仮想マシンの切替処理が行われているか否かをチェックする。

【0089】

なお、入退出門において警備員等が検査装置を用いてチェックする方法以外にも、出張先で、持ち出したPCを社内ネットワークに接続したときに、従来のネットワーク認証技術を用いてチェックすることもできる。

【0090】

(変形例)

これまで、本発明によるHybrid PCシステムを企業内に導入し、企業内で運用する例を示してきたが、図20に示すように、中小企業向けに、Hybrid PCマネージャ3やファイルサーバ120をインターネット150上に置き、ASPサービスとして提供してもよい。このようなASP(application service provider)サービスとするとサーバなどの設備を導入しないで直ぐに利用できる。

【0091】

また、中小企業などサーバ導入が直ぐにできないような企業でも、Hybrid PCサービスを導入すれば、直ぐに上述したようなパソコンの社外持ち出しによる情報漏洩対策を行うことができる。

【0092】

また、図21に示すように、各種用途に合わせて種々の仮想マシンイメージファイル(OS、アプリケーション、データ)161, 162, 163をファイルサーバ120上に置き、加入者の要望や契約にあわせて、仮想マシンイメージを選び、Hybrid PCクライアント2にダウンロードするようにしてもよい。

【0093】

例えば、インターネットカフェに管理用仮想マシン160Aおよび仮想マシン160Bを有するHybrid PCクライアント2を設置する。

【0094】

Hybrid PCクライアント2を立ち上げると、仮想マシン160Bが実行される。ユーザは仮想マシン160Bを操作して、Hybrid PCマネージャ3にダウンロードする仮想マシンイメージファイル161, 162, 163を通知する。そして、Hybrid PCマネージャ3は、管理用仮想マシン160Aの管理用OS上で動作する管理用アプリケーションと通信を行い、仮想マシンイメージファイルの受信および仮想マシンの切替を指示する。そして、仮想マシンイメージファイルの受信後、管理用仮想マシン160Aの管理用アプリケーションは、仮想マシン160Bを終了させて、受信した仮想マシンイメージファイルを仮想マシン160Cとして実行する。

【0095】

以上のようにユーザの希望に応じて、ファイルサーバ120から受信した仮想マシンに切り替えることができる。また、ユーザの利用が終わるとHybrid PCクライアントの仮想マシンイメージを削除したりしてもよい。

【0096】

例えば、仮想マシン160C内のアプリケーションを用いてユーザが、仮想マシン160Cの終了をHybrid PCマネージャ3に通知する。Hybrid PCマネージャ3は、管理用仮想マシン160Aの管理用アプリケーションに仮想マシン160Cの終了後、仮想マシン160Cの管理用アプリケーションにイメージファイルを削除することを通知する。そして、管理用仮想マシン160Aの管理用アプリケーションは、仮想マシン160Cの終了後に仮想マシン160Cのイメージファイルを削除する。なお、管理用仮想マシン160Aの管理用アプリケーションは、削除する前に仮想マシン160Cのイメージファイルをファイルサーバ120に送信するようにしても良い。

【0097】

10

20

30

40

50

また、特定業種向けのアプリケーションが入った仮想マシンイメージを用意し、ユーザに月々の契約に基づいて提供してもよい。

【0098】

また、本発明によるHybrid PCクライアントをインターネットカフェなどに利用すれば、利用者の希望に応じて利用できるアプリケーションを選ぶことが可能である。また、利用者が変わったときにも前の利用者の履歴やデータを一括して消去することが可能である。

【0099】

なお、本発明は、上記実施形態そのままに限定されるものではなく、実施段階ではその要旨を逸脱しない範囲で構成要素を変形して具体化できる。また、上記実施形態に開示されている複数の構成要素の適宜な組み合わせにより種々の発明を形成できる。例えば、実施形態に示される全構成要素から幾つかの構成要素を削除してもよい。更に、異なる実施形態に亘る構成要素を適宜組み合わせてもよい。

【図面の簡単な説明】

【0100】

【図1】第1の実施形態に係わる情報処理システムとしてのHybrid PCシステムの構成を示すブロック図。

【図2】第1の実施形態に係わる情報処理装置としてのHybrid PCクライアントの構成を示す図。

【図3】第1の実施形態に係わるHybrid PCクライアントのパワーオン時の動作を示すフローチャート。

【図4】第1の実施形態に係わる仮想マシンを切り替えるための構成を示す図。

【図5】第1の実施形態に係わるユーザ仮想マシンを切り替える処理のシーケンスを示すフローチャート。

【図6】第1の実施形態に係わるユーザ仮想マシンを切り替える処理のシーケンスを示すフローチャート。

【図7】第1の実施形態に係わるユーザ仮想マシンを切り替える処理のシーケンスを示すフローチャート。

【図8】第1の実施形態に係わる持ち出し申請Webページの一例を示す図。

【図9】第1の実施形態に係わるPC持ち出し申請Webページの一例を示す図。

【図10】第1の実施形態に係わるメールの一例を示す図。

【図11】第1の実施形態に係わる承認ログインWebページの一例を示す図。

【図12】第1の実施形態に係わる持ち出し承認Webページの一例を示す図。

【図13】第1の実施形態に係わるメールの一例を示す図。

【図14】第1の実施形態に係わる持ち出し承認確認Webページの一例を示す図。

【図15】第2の実施形態に係わるHybrid PCシステムの運用例を示す図。

【図16】第2の実施形態に係わるHybrid PCシステムの運用例を示す図。

【図17】第2の実施形態に係わるHybrid PCクライアントの仮想マシンのバックアップを説明するための図。

【図18】第3の実施形態に係わるHybrid PCクライアントのファイル共有を説明するための図。

【図19】第4の実施形態に係わるHybrid PCクライアントを外に持ち出すときの検査を説明するための図。

【図20】Hybrid PCクライアントとHybrid PCマネージャとをインターネットを介して接続した様子を示す図。

【図21】Hybrid PCシステムの運用例を示す図。

【符号の説明】

【0101】

1...社内LAN, 2A, 2B...Hybrid PCクライアント, 3...Hybrid PCマネージャ, 3A...Webサーバ, 3B...メールサーバ, 4...ハードウェア, 5...仮

10

20

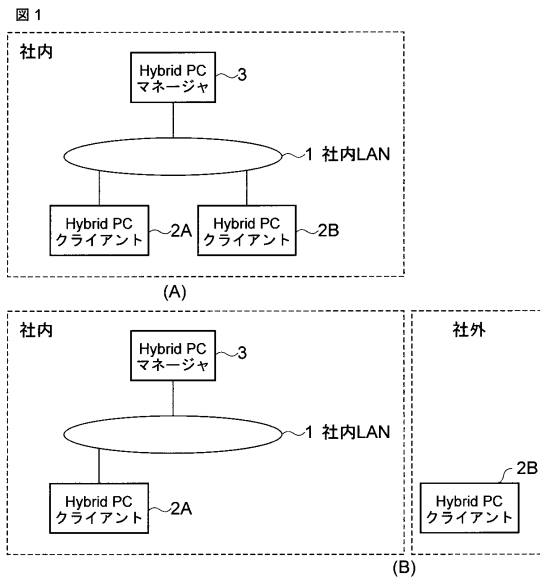
30

40

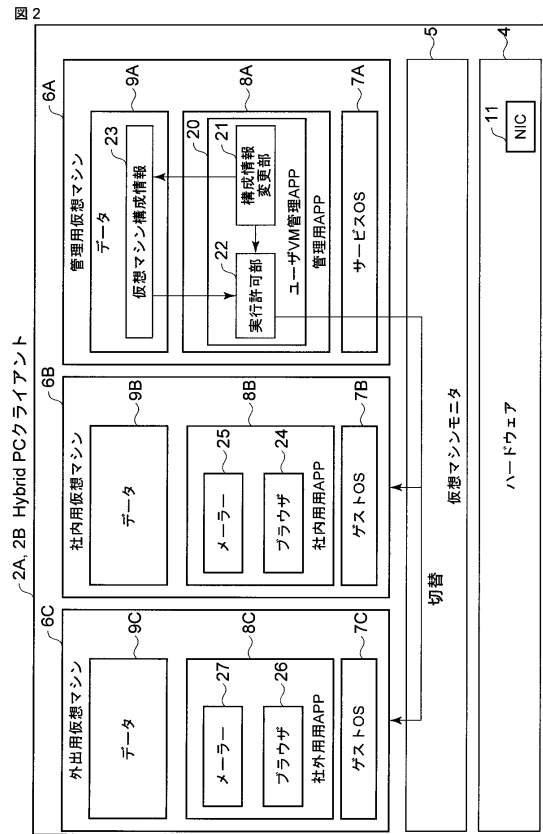
50

想マシンモニター、6A~6C...仮想マシン、6A...管理用仮想マシン、6B...社内用仮想マシン、6C...社外用仮想マシン、7A...サービスオペレーティングシステム、7B...ゲストオペレーティングシステム、7C...ゲストオペレーティングシステム、8A...管理用アプリケーション、8B...社内用アプリケーション、8C...社外用アプリケーション、9B...データ領域、9A...データ領域、21...構成情報変更部、22...実行許可部、23...仮想マシン構成情報、24...ブラウザ、25...メーラー、26...ブラウザ、27...メーラー、31...ユーザ認証処理部、32...申請頁作成部、33...承認頁作成部、34...管理者宛メール作成部、35...送信部、36...管理者認証処理部、37...承認頁送信部、38...承認確認頁作成部、39...ユーザ宛メール作成部、40...切替指令部、50...管理者用PC。

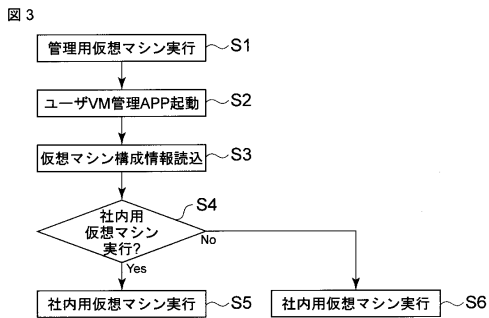
【図1】



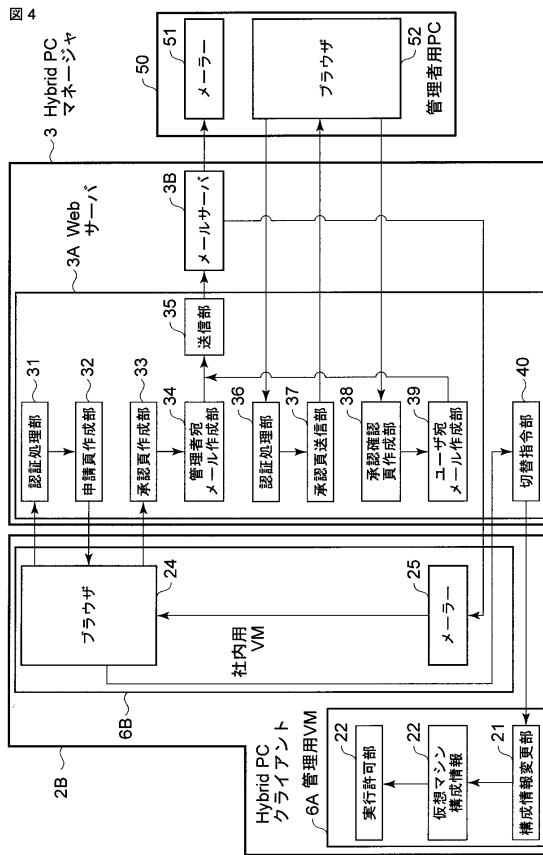
【図2】



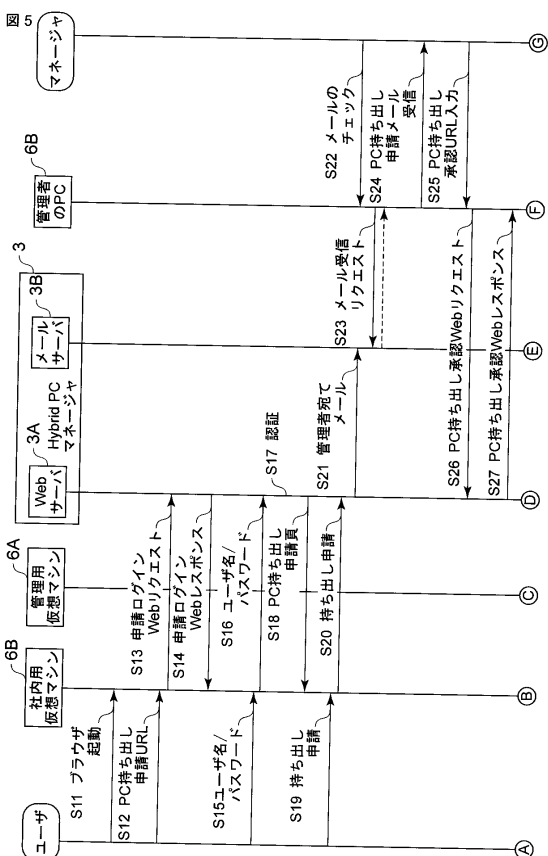
【図3】



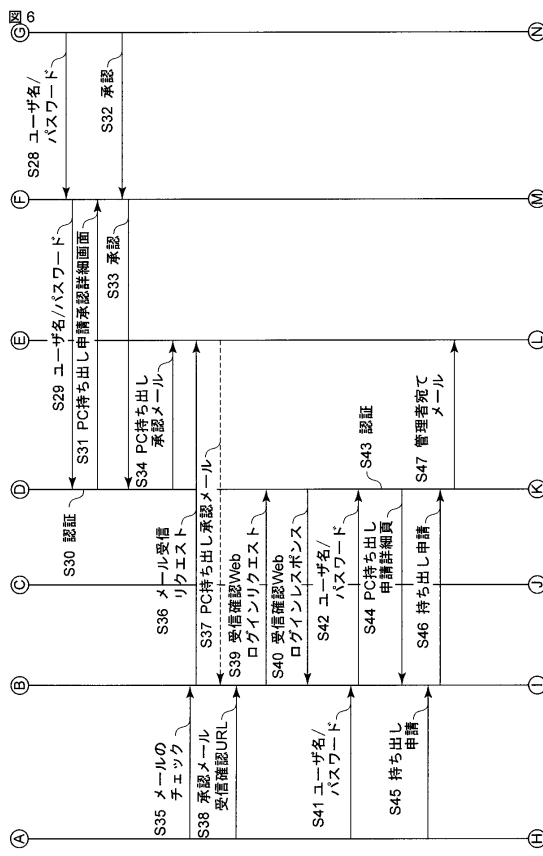
【図4】



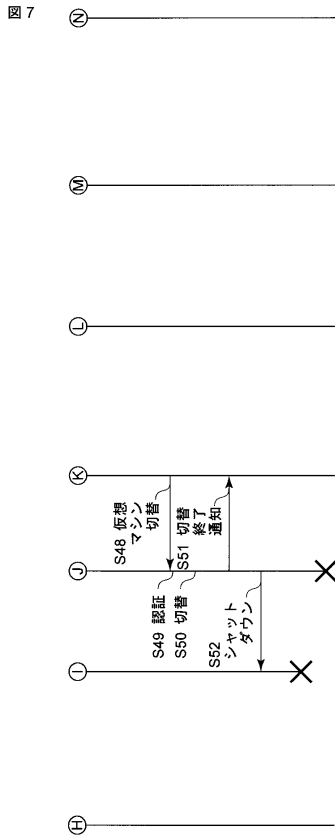
【図5】



【図6】



【 図 7 】



【 図 8 】

図 8

ブラウザ

アドレス http://hybrid_pc_switch/apply/login.htm/

認証

ユーザID: [] ~61

パスワード: [] ~62

ログイン ~63

【 図 9 】

図 9

ブラウザ

アドレス http://hybrid_pc_switch/apply/main.htm/

機器管理番号: [] ~71

持ち出し期間: []年[]月[]日 ~ []年[]月[]日 ~72

持ち出し先: [] ~73

送信 ~74

【 図 10 】

図 10

受信メール

差出人: Hybrid PCマネージャ

件名: PC持ち出し申請

社員名: ○○ 太郎

から

機器管理番号: AAAAAA

のPCの持ち出しが申請されています。

持ち出し申請期間は、

2007年○月×日~2007年Δ月□日

です。

下記のurlにアクセスして承認・否認してください。

http://hybrid_pc_switch/permission/adjfadjakjfas/login.htm/

【 図 12 】

図 12

ブラウザ

アドレス http://hybrid_pc_switch/permission/adjfadjakjfas/main.htm/

社員名: ○○ 太郎

から

機器管理番号: AAAAAA

のPCの持ち出しが申請されています。

持ち出し申請期間は、

2007年○月×日~2007年Δ月□日

です。

承認 ~91

否認 ~92

【 図 11 】

図 11

ブラウザ

アドレス http://hybrid_pc_switch/permission/adjfadjakjfas/login.htm/

認証

ユーザID: [] ~81

パスワード: [] ~82

ログイン ~83

【 図 13 】

図 13

受信メール

差出人: Hybrid PCマネージャ

件名: PC持ち出し承認

PC持ち出しの申請が承認されました。

http://hybrid_pc_switch/permission/adjfadjakjfas/switch.htm/

にアクセスして手続きを進めてください。

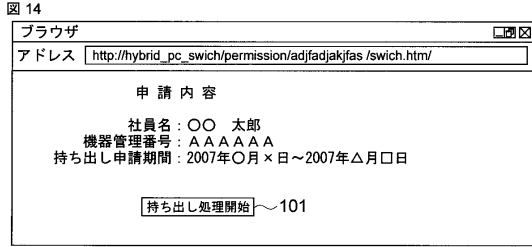
申請内容

社員名: ○○ 太郎

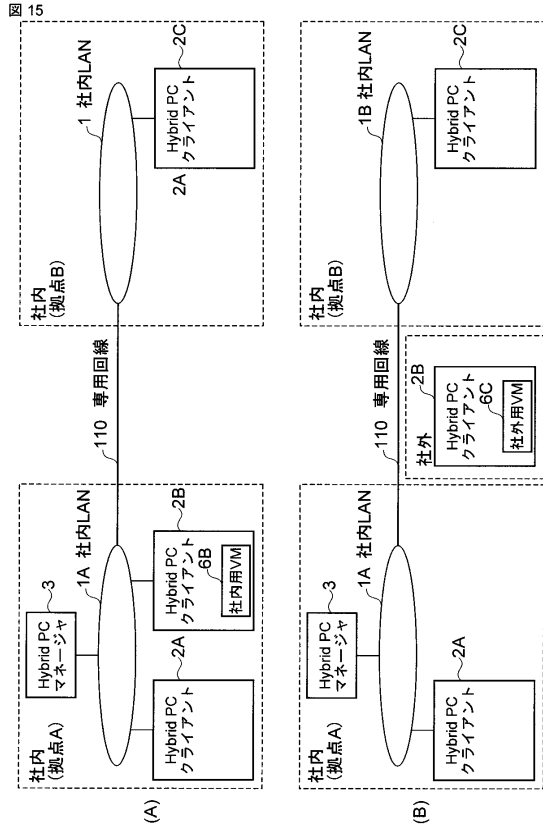
機器管理番号: AAAAAA

持ち出し申請期間: 2007年○月×日~2007年Δ月□日

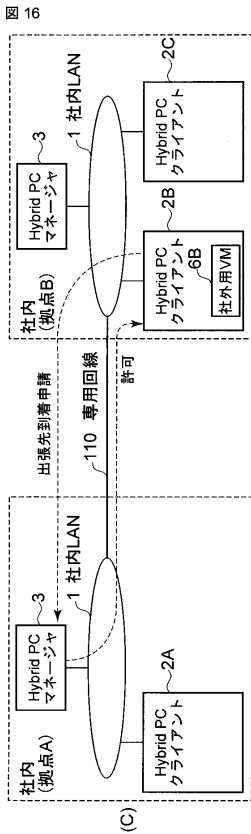
【図14】



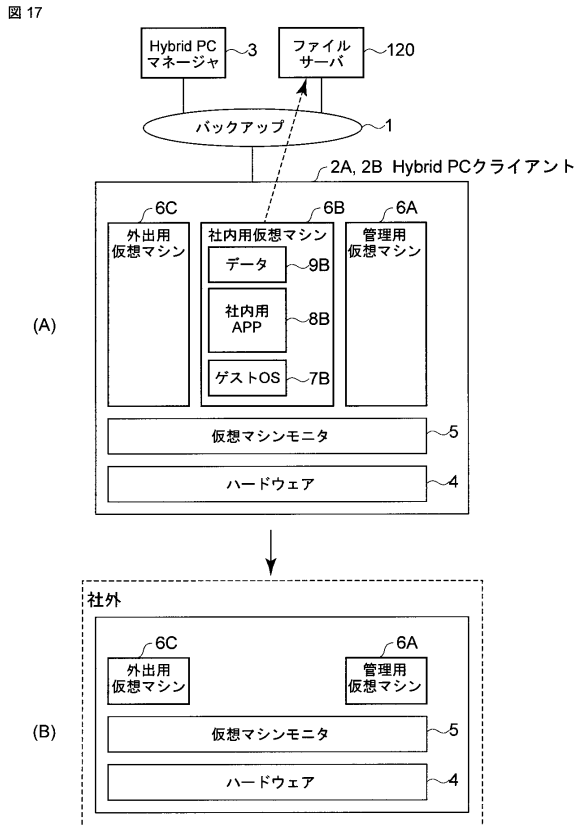
【図15】



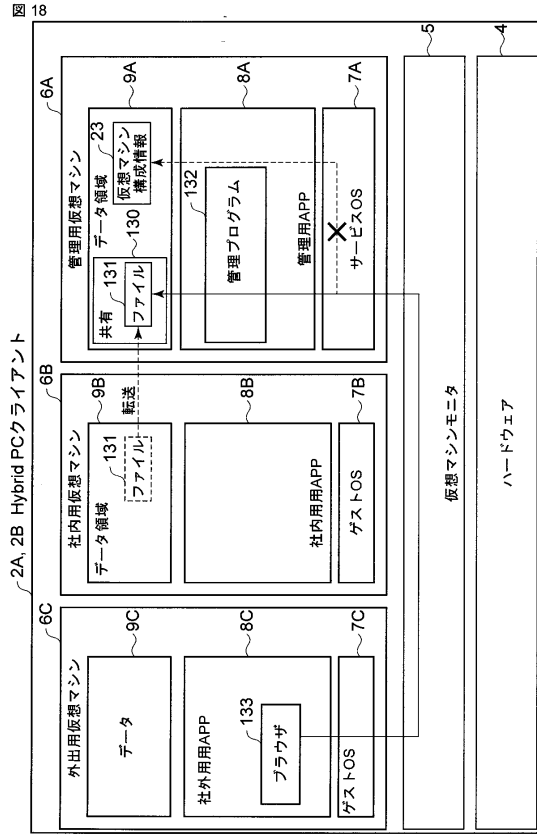
【図16】



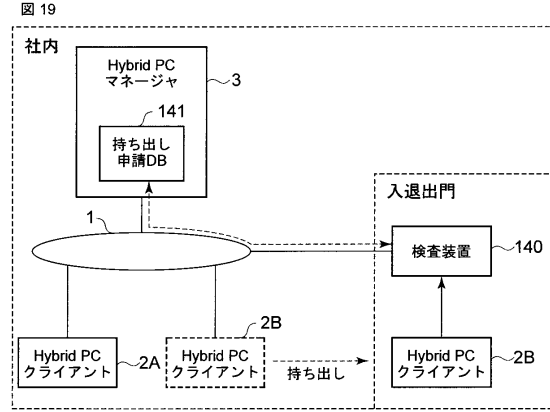
【図17】



【図18】

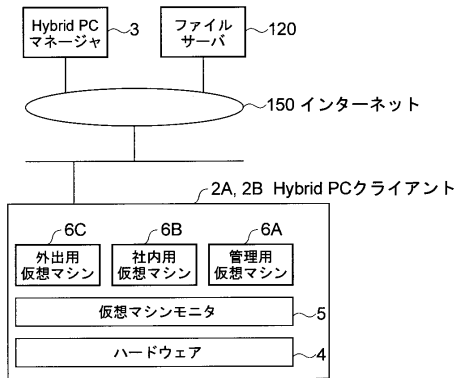


【図19】



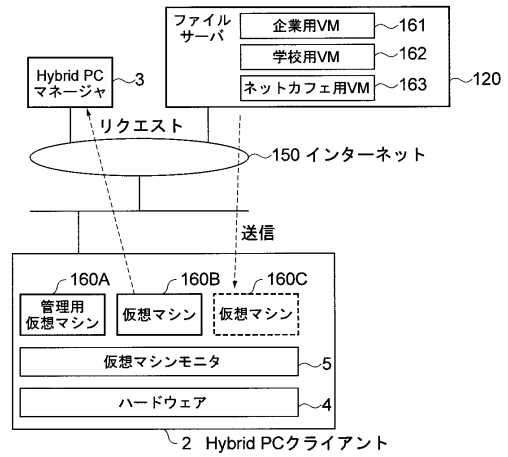
【図20】

図20



【図21】

図21



フロントページの続き

(74)代理人 100092196

弁理士 橋本 良郎

(72)発明者 嘉村 幸一郎

東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内

審査官 井上 宏一

(56)参考文献 特開2000-112720(JP,A)

特開2001-318797(JP,A)

特開2007-026412(JP,A)

特開2001-100983(JP,A)

特開2008-77413(JP,A)

特表2007-513405(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 9/46 - 9/54

G06F 15/00